

基本目標 II

人を育み人が活躍するまち

重点目標 1

子どもを
生み育てるために

個別目標 1 地域で育てる

104

- 1 子育て支援体制の充実
- 2 保育・幼児教育の充実
- 3 青少年の健全育成

個別目標 2 学校で培う

112

- 1 義務教育の推進
- 2 高校・高等教育の推進

重点目標 2

彩り豊かな
人づくりのために

個別目標 1 生涯学習社会の構築

118

個別目標 2 スポーツ・レクリエーションの振興

120

重点目標 3

かおり高い
文化を育てるために

個別目標 1 芸術・文化活動の振興

122

個別目標 2 地域文化の保存・継承

124

重点目標 4

人の繋がりを
広げるために

個別目標 1 国際交流の推進

126

個別目標 2 都市間交流の推進

128

施策の大綱



～基本構想より～

古来より、「まち」は人が集まることにより形成され、そこに暮らす人々の営み、そして郷土への愛着と人々の情熱に支えられて発展していくもので、まちづくりの原点は人づくりであり、人づくりは「まちづくり百年の計」であるといえます。

私たちは、全ての人々が充実した時を過ごし、生きがいと目的を持って自己実現できるまちづくり、そして、個々の活動が、広がりを持って新たな価値の創造に繋がっていくまちづくりを進めます。

「おっぴ都市宣言」のまち光市に暮らす私たちは、次世代を担う子どもたちが母や父の愛に育まれ、そして、恵まれた環境や温かい故郷の人情の中で健やかに育ち、このまちに住み続け、また、住みたくなるようなまちづくりに向けて、子どもを安心して生み、育てていくことを皆で支援していきます。

重点目標1 子どもを生み育てるために

近年、核家族化や人間関係の希薄化に伴って、家庭の孤立化が進み、子育てへの不安や負担感が高まるとともに、いじめやひきこもり、さらには社会性が欠如した青少年による犯罪の多発など、様々な問題が顕在化しており、家庭や学校はもとより、地域全体での子どもの育成能力の向上が求められています。

私たちは、子どもを安心して生み育てられる環境を創出し、子どもたちの持つ能力や可能性を最大限に伸ばし発揮できる教育環境を整備するとともに、地域社会の中で様々な経験をし、考える力や協調性・社会性を育ていけるよう、地域をあげて取り組みます。

重点目標2 彩り豊かな人づくりのために

価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、ゆとりと豊かさのある生活が重視される中、退職後のセカンドライフを含めた人生の様々なステージを彩り豊かに過ごすためには、市民一人ひとりが、スポーツや生涯学習活動を通じて、健やかな体と生きがいや目的を持った暮らしを営んでいくことが大切です。

私たちは、潤いのある充実した人生を送るため、市民と地域、行政とが連携し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、生涯を通じて積極的に学び続け、自己実現ができ、その成果を日々の生活や地域社会に活かしていくことにより、自分らしく輝き続けることのできる地域社会の実現に取り組みます。

重点目標3 かおり高い文化を育てるために

経済的な豊かさに加えて、心の豊かさが求められる今日、市民一人ひとりが身近な文化活動や芸術活動に親しんだり、優れた文化や芸術に接することは、ゆとりある人生や豊かな生活を送っていくために欠かせないものとなっています。

また、市内各地に残されている歴史資源や祭り・伝統芸能は、地域に暮らす人々が脈々と受け継いできた貴重な財産であり、地域への愛着や住民相互の繋がりにも重要な役割を果たしています。

私たちは、地域固有の歴史や伝統を大切に継承するとともに、多彩な芸術・文化にふれあう機会を創出し、誰もが気軽に親しめる市民文化活動の活性化に取り組めます。

重点目標4 人の繋がりを広げるために

情報通信ネットワークの急速な進展や経済活動のグローバル化に伴い、市民生活の様々な場面において国際化への対応が求められるとともに、国際交流はもとより、他の地域や文化との交流によりお互いを理解しあうことは、光市を再発見することにも繋がるもので、市民意識の向上やまちの活性化に大きく寄与することが期待されています。

私たちは、国際化に対応できる人材の育成を進めるとともに、国際交流や千葉県横芝光町との友好交流の推進などを通じて、光市を訪れる人々を温かく迎えるホスピタリティを育み、市民が主体となった交流活動の活性化に取り組めます。

また、全国や全世界で羽ばたける人づくりを進めるとともに、故郷を離れ都会や異国で活躍する人を皆で支え、応援することにより、ふるさと「光市」を軸とした交流のネットワークづくりに取り組めます。

重点目標1 子どもを生み育てるために

個別目標1 地域で育てる 1 子育て支援体制の充実

基本方針

「おっぱい都市宣言」のまちとして、母子保健の充実や総合的な子育て支援施策を推進するとともに、家庭における子育ての大切さや社会全体で子育てを支援する意識を啓発し、子どもを安心して生み育てることができる子育てにやさしい環境づくりを進めます。

10年後のまちの姿

- 市民の子育てに対する理解が深まり、地域社会全体で子育てを支援しています。
- 市民が安心して子どもを生み、楽しく育てることができる子育て環境になっています。
- 障害を持った子どもも健やかに育ち未来へとはばたける環境が整備されています。

現状と課題

子どもや家庭を取り巻く環境は、少子化をはじめとして、核家族化や共働き家庭の増加、さらには、地域社会における絆の希薄化などに伴い、大きく変化しており、子どもの減少とは対照的に、子ども虐待等に関する相談件数は増加を続けるなど、次世代を担う子どもたちを健やかに生み育てることのできる環境づくりが急務となっています。

こうした中、本市では、平成17年3月に「光市次世代育成支援行動計画（ひかりっ子未来プラン）」を策定し、病後児保育事業やファミリーサポートセンター事業の開始、公立保育園や子育て支援センター「チャイベビステーション」の開所時間拡大

など、地域における子育て支援体制の充実を図ってきました。

また、全国でも例のない「おっぱい都市宣言」のまちとして、「おっぱいまつり」等による啓発活動をはじめ、全妊婦を対象とした「おっぱい冊子」や子育て情報誌「チャイベビ」の配布や子育て専用ダイヤルの開設、保健師や母子保健推進員による新生児・乳幼児訪問など、積極的な子育て支援事業を展開しており、今後さらに、子育てにやさしいまちを目指して、一層の母子保健対策の充実と、地域における子育て支援体制を充実していくことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①ファミリーサポートセンター会員数 (H18. 10)	170 人	400 人	800 人
②子育て支援センター利用者数 (月平均 : H18. 10)	1,440 人	1,600 人	1,800 人
③乳幼児健康診査受診率 (年度)	95.6%	97.0%	98.0%
④「子育て支援対策の充実」に関する満足度	18.0%	20.0%	30.0%
⑤完全母乳栄養率 (年度)	68.8%	70.0%	71.0%

※指標④ 市民アンケート調査

指標⑤ 3ヶ月児健康診査受診児の完全母乳栄養率

施策展開の方向

子育て支援体制の充実

- ◇おっぱい育児の推進
- ◇子育て支援体制の整備充実
- ◇子育て環境の充実
- ◇母子保健対策と食育の推進

(1) おっぱい育児の推進

赤ちゃんを胸でしっかり抱きしめ、豊かな心で子育てをする「おっぱい育児」を推進するため、「おっぱいまつり」等を通じて普及啓発に努め、地域全体で支える意識を育み、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

(2) 子育て支援体制の整備充実

子育てに関する総合的な施策の推進を図るため、子ども家庭課を創設し、子育て支援センターやファミリーサポートセンター等との連携のもと、子育てへの支援体制や相談体制の充実を図るとともに、産院や小児科医等の連携により、妊娠・出産時からのきめ細かな相談・指導を充実することにより、子育てに対する悩みや不安を抱く人への支援を展開します。

また、母親教室や家族学級など、各種講座や研修会の充実と積極的な参加を促進するとともに、子育て家庭のみならず地域全体で子育てを応援する意識の醸成を促進します。

特に、子どもへの虐待等を防ぐため、平成18年11月に設置した「要保護児童対策地域協議会」を中心に、地域や関係機関との連携を強化し、虐待等の未然防止及び早期発見、支援体制の充実に努めます。

(3) 子育て環境の充実

留守家庭児童教室の充実や放課後子どもプランの導入に加えて、育児休業制度の普及や就労環境の整備を促進することにより、総合的な観点からの子育て環境の充実に努めます。

また、地域住民と協働して、児童遊園地などの子どもの遊び場の活用に努めるとともに、子育てサークルなどの育成を図り、親子の交流機会の確保に努めます。

(4) 母子保健対策と食育の推進

医療機関や母子保健推進員との連携を図りながら、妊婦・乳幼児に対する健康診査や健康相談等の健康管理体制を一層充実し、安心して生み育てることのできる、母子保健の取組みを支援するとともに、生命の大切さや性教育など、思春期保健事業の推進に努めます。

また、経済的、精神的に不安定になりがちな一人親家庭に対して、不安なく子育てや就労ができるよう、環境整備や相談体制の充実に努めます。

さらに、子育て支援センターや保育所などとの連携を図りながら、幼い頃からの「食」の大切さに対する意識啓発を図るため、幼児等を対象とした食育の推進に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
おっぱい都市基本構想の策定	→						子ども家庭課
おっぱいまつりの開催やおっぱい冊子等による子育て意識の醸成						→	健康増進課
子ども家庭課の設置による総合的な子育て支援体制の確立						→	子ども家庭課 関係各課
思春期保健事業の推進						→	健康増進課
妊娠・出産ケアシステムの充実と個別相談の充実						→	健康増進課
乳幼児医療制度の充実						→	子ども家庭課
育児休業制度の普及など就労環境の整備促進						→	子ども家庭課 商工観光課
児童虐待相談体制の充実						→	子ども家庭課
ファミリーサポートセンター事業の実施						→	子ども家庭課
児童遊園地等の施設整備						→	子ども家庭課 都市公園課
サンホームの管理・運営						→	生涯学習課
放課後子どもプランの実施	モデル実施→					→	生涯学習課 関係各課
子育てサークルや地域活動団体（母親クラブ）の育成						→	子ども家庭課
食育子育て支援事業の実施						→	子ども家庭課
産院・小児科医や関係機関との連携						→	健康増進課 関係各課
妊婦・乳幼児健康診査の充実						→	健康増進課
乳幼児相談・教室の実施						→	健康増進課
母子訪問指導の実施						→	健康増進課

● 幼稚園・児童施設の分布



重点目標1 子どもを生み育てるために

個別目標1 地域で育てる 2 保育・幼児教育の充実

基本方針

多様化する保育ニーズに対応するため、各種保育サービスの充実を図るとともに、公立の保育・幼児教育施設の適正配置について検討を行うとともに、保育・幼児教育の質の向上を図り、豊かな心を育む幼児を育成します。

10年後のまちの姿

- 子育てを応援する多様な保育サービスが充実しています。
- 各家庭の実情に応じた、保育・幼児教育が展開されています。
- ニーズに応じた最適な育児環境が整っています。

現状と課題

次世代を担う子どもが心身ともに健やかに成長することは、社会全体の願いですが、近年、核家族化、出生率の減少、女性の社会進出、就労形態の多様化など、児童を取り巻く社会環境が大きく変化しており、家庭における教育力の低下が指摘されるとともに、保育時間の延長、低年齢児の保育、一時的な預かり、障害児教育など、保育・幼児教育に関するニーズも多岐にわたっています。

こうした中、平成18年10月に施行された「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により、地域の実情や幼児教育・保育のニーズに柔軟に対応することができ

るよう、新たなサービス提供の枠組みとしての総合施設「認定こども園」が示されるなど、保育環境の充実に向けた取組みが進んでいます。

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期であることから、集団生活の中で豊かな人間形成を育む環境の整備に加えて、幼稚園と保育園、小学校や地域との連携の強化や指導力の向上が求められています。

また、保育環境を取り巻く社会的な要請に適切に対応していくため、効率的かつ効果的な保育・幼児教育の体制づくりが必要となっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①待機児童数（年度）	0人	0人	0人
②延長保育実施率（年度）	100%	100%	100%
③一時保育実施率（年度）	100%	100%	100%
④障害児保育実施率（年度）	100%	100%	100%

施策展開の方向

保育・幼児教育の充実

- ◇保育体制の充実
- ◇幼児教育の充実
- ◇幼保連携の強化と総合的施策の推進

(1) 保育体制の充実

乳児保育、障害児保育、延長保育、病後児保育など、家庭や子どもの実情やニーズに対応したきめ細かな保育サービスの充実に努めるとともに、研修などにより職員の資質を高め、保育内容の充実と向上に努めます。

また、保育環境の充実と子どもの安全を確保するため、保育所施設の適正な維持管理に努めます。

また、幼・保・小連絡協議会等を通じて相互の交流・連携を深めるとともに、研修・指導体制の充実に努めます。

(2) 幼児教育の充実

子どもの自発性や社会性、自立心、創造力などの芽生えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図り、子どもの個性に応じた適切な教育を行うとともに、遊具、教材などの整備充実に努めます。

(3) 幼保連携の強化と総合的施策の推進

子育てに関する窓口を一本化することにより、総合的観点からの施策の展開を進めるとともに、幼・保相互の交流と連携の強化に加えて、公立の幼保一元化について検討を進めます。

また、地域の実情や保護者のニーズを踏まえて、幼稚園や保育園を地域に開放するなど、地域に開かれた子育て支援の場としての活用を進めるとともに、保育料等の軽減策など、利用者の視点にたった保護者負担の軽減について検討を進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
各種保育事業の実施							子ども家庭課
保育園・幼稚園への外部評価制度の導入	検討						子ども家庭課 学校教育課
幼児教育に関する研修会の実施							学校教育課
幼稚園・保育施設の整備・充実							子ども家庭課
公立の幼保一元化の検討							子ども家庭課

重点目標1 子どもを生み育てるために

個別目標1 地域で育てる 3 青少年の健全育成

基本方針

光市の将来を担う青少年の健全育成を推進するため、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、家庭・学校・地域の連携のもと、地域における青少年の健全育成活動の促進に努め、心豊かな青少年を育成します。

また、「あいさつ運動」や「早寝・早起き・朝ごはん」運動の展開などにより、地域や家庭におけるふれあいや対話を促進します。

10年後のまちの姿

- 家庭・学校・地域の連携が強化され、青少年の健全育成に地域をあげて取り組んでいます。
- 子どもやお年寄りまで全ての人々が気軽にあいさつを交わしています。
- 大人の言動が子どもたちの模範になっています。

現状と課題

少子・高齢化による人口構造の急激な変化や人間関係の希薄化などにより、地域社会や家庭が持つ教育力が低下するとともに、情報社会の進展等により、新たなコミュニケーションの創出や利便性の飛躍的な向上が見られる一方で、インターネットの有害サイトの氾濫など青少年を取り巻く環境の悪化が懸念されています。

また、昨今の青少年犯罪の低年齢化と凶悪・粗暴化が進行する中、一方では、子どもたちが被害にあう事件やいじめによる自殺が全国各地で相次ぐなど、青少年問題は大きな社会問題となっています。

こうした状況の中、本市では、これまで「光市青少年健全育成市民会議」を中心として、青少年の健全育成活動を展開してきましたが、今後は、青少年活動を促進するための事業内容の充実を図るとともに、家庭や学校、地域が一体となって社会全体で健全な青少年を育成していく環境の整備が求められています。

さらに、周防の森ロッジなどの青少年の活動拠点の機能充実を進め、青少年が自然とふれあいながら学習や体験ができる場づくりが求められています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①光市野外活動センターの利用者数（年度）	13,055人	14,000人	15,000人
②中学生リーダー・ジュニアリーダーの会員数 (H18年度)	95人	110人	110人
③青少年健全育成活動に参加している人の割合	—	増加	増加

※指標③ 市民アンケート調査（今後実施）

施策展開の方向

青少年の健全育成

- ◇家庭や地域における対話の促進
- ◇地域健全育成活動の推進
- ◇青少年活動の促進

(1) 家庭や地域における対話の促進

人間形成における家庭の果たす役割を重視し、学校や各種団体等との連携により、親子の共同体験や家庭教育に関する学習機会の充実等を通じて、家庭の教育力の向上に努めるとともに、「あいさつ運動」などによる地域とのふれあいを促進し、家庭や地域における対話を促進します。

また、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進などにより、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための普及啓発や指導に努めます。

(2) 地域健全育成活動の推進

「光市青少年健全育成市民会議」や多くの社会教育団体と、学校、家庭、地域の連携のもと、有害

図書や有害商品の排除など、環境浄化活動を展開するとともに、非行防止のための巡回活動や地域への啓発活動の強化に努めます。

また、様々な悩みを抱える子どもや家族に応えるための相談体制の整備と機能充実に努めます。

(3) 青少年活動の促進

周防の森ロッジ等の機能充実に図り、地域における青少年活動の場の充実に図るとともに、奉仕活動や体験活動、さらには健全育成のための幅広い学習講座等の充実に努めます。

また、子ども会などの青少年団体の育成を図るとともに、講習会や研修会の開催により指導者の育成・確保に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
あいさつ運動や早寝・早起き・朝ごはん運動の推進							生涯学習課 学校教育課
いじめや不登校児童生徒に対する相談体制の充実							学校教育課
地域活動、子ども会活動への支援							生涯学習課
各種体験学習の推進							生涯学習課
青少年健全育成組織や活動リーダーの育成							生涯学習課

重点目標1 子どもを生み育てるために

個別目標2 学校で培う 1 義務教育の推進

基本方針

ゆとりの中で子どもたちの生きる力を育むため、教育内容の充実・向上と教師の資質の向上を図りながら、子ども一人ひとりの個性や特性を重視した学校教育の推進や豊かな心を育む教育の充実に努めます。

また、学校と保護者、地域が一体となって、ともに育む共創の教育の推進と子どもの安全対策の強化を進めます。

10年後のまちの姿

- 子どもがいきいきと学び、地域や家庭から信頼される学校になっています。
- 互いを尊重しあう教育が進み、いじめがなくなり、不登校児童生徒が減少しています。
- 学校施設の整備や見守り活動などにより、安全な教育環境が充実されています。
- 食の重要性が認識され、子どもたちの食生活が改善されています。

現状と課題

人間として必要な基本的な資質や学力を養い、個性豊かな人材を育成するため、本市では、「個性や特性を重視する教育」への転換を目指し、子どもたち一人ひとりの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を養うゆとりある教育を推進するとともに、明るく楽しい活力ある教育環境の創出に取り組んできました。

しかしながら、学校教育の現場では、子どもたちの学ぶ意欲や生活習慣の未確立、いじめや不登校、少年犯罪等の増加など、子どもの心の教育の重要性が指摘されるとともに、朝食の欠食や孤食など、食生活の乱れなどから、子どもの病気や肥満など、様々な問題が指摘されています。

こうした中、本市では、「光市教育開発研究所」の提言に基づき、平成18年度より公立小中学校

の二学期制を導入し、授業や学校行事のあり方などについて創意工夫しながら、児童生徒が確かな学力と豊かな心を身につけることができるよう、指導時間の確保や教育力の向上など、教育環境の充実を進めています。

今後は、二学期制の検証を進めるとともに、子どもの多様な能力を最大限伸ばせるよう、地域の力を積極的に活用した、協働による特色ある学校づくりと教育内容・教育環境の充実に努めることが必要です。

また、将来的な教育環境や教育水準の維持と向上に向けて、少子社会における学校のあり方について検討を進めるとともに、耐震化も含めた計画的な施設の改修と整備を進めることが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①不登校児童生徒の割合（年度）	0.57%	0.4%	0.3%
②学校給食における地元産品の割合（年度）	26.2%	50.0%	50.0%
③朝食を毎日とっている児童生徒の割合（H18.6）	88.9%	100.0%	100.0%
④「学校教育の充実」に関する満足度	15.7%	20.0%	30.0%

※指標④ 市民アンケート調査

施策展開の方向

義務教育の推進

- ◇個性と質の高い教育の推進
- ◇教育環境の充実
- ◇学校保健と食育の推進
- ◇特別支援教育の推進
- ◇教職員の資質の向上
- ◇子どもの安全の確保といじめの根絶

(1) 個性と質の高い教育の推進

家庭及び地域社会との連携や、二学期制の推進、「総合的な学習の時間」の展開により、創意工夫による特色ある学校づくりを推進するとともに、光市教育開発研究所との連携や、各学校が運営の状況について点検評価を行う学校評価システムを導入し、質の高い学校教育に努めます。

教育課程の弾力化を図るとともに、チーム・ティーチング、グループ学習、個別学習など、発達段階に応じた指導方法の工夫・改善を進め、児童生徒一人ひとりの個性と資質を伸ばす教育を推進します。

幼・小・中・高等学校での生徒指導に関する連携や学校や関係機関及び地域との連携を強化し、積極的な生徒指導と子どもの健全育成を推進します。

(2) 教育環境の充実

安全で快適な学校環境づくりのため、学校耐震化の実施などの学校施設の計画的な整備を行うとともに、コンピュータ・インターネットなどの学習機器や学校図書の充実に努め、情操教育や情報化・国際化に対応した教育を展開するための環境の整備に努めます。

地域の教育力の向上を図るため、地域住民の学習や交流活動の場として開かれた学校づくりを推進するとともに、放課後子どもプランへの活用など、子育て支援の観点から、児童や保護者の立場に立った学校施設の有効活用を進めます。

さらに、今後のさらなる少子化の進行により、児童生徒数の減少が予測される中で、教育環境の充実と教育力の維持・向上の観点から、学校配置のあり方について検討を進めます。

(3) 学校保健と食育の推進

児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断の実施と適切な健康管理の指導に努めるとともに、クラブ活動などを通じた体力づくりとスポーツに親しむ環境づくりを進めます。

また、学校給食等を通じて食に関するきめ細かな指導に加えて、給食メニューへの地産地消の推進を含めた学校の食育を推進するとともに、老朽化の進んだ学校給食センターのあり方について、総合的な観点から検討を進めます。

さらに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進等により、家庭での食育活動の実践や親子のふれあい教育を推進します。

(4) 特別支援教育の推進

障害のある生徒や児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援や教職員の研修を行うとともに、ユニバーサルデザインの観点からの施設や設備の整備など、教育環境の充実に努めます。

また、障害児の早期教育に対応できるよう、福祉・医療機関等との連携による教育相談体制の充実に努めるとともに、通常学級の生徒や地域の人々との交流教育の推進など、長期的視点のもと、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けたきめ細かな支援を行います。

(5) 教職員の資質の向上

各種研修会を活用した研修活動の実施と参加促進により、学校教育の直接の担い手である教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。

また、特別研修等への計画的な派遣により、教職員の専門性を高めるとともに、教育者としての使命感や教育的愛情、広く豊かな教養など、包容力や指導力に富んだ資質や能力を備えた人材の育成に努めます。

(6) 子どもの安全の確保といじめの根絶

子どもの安全が脅かされる中、学校施設の安全対策の強化と通学路の安全点検等を推進するとともに、児童生徒や保護者への継続的な安全教育や指導の展開、さらには、地域と一体となった見守り活動や交通安全運動の積極的な推進を図ります。

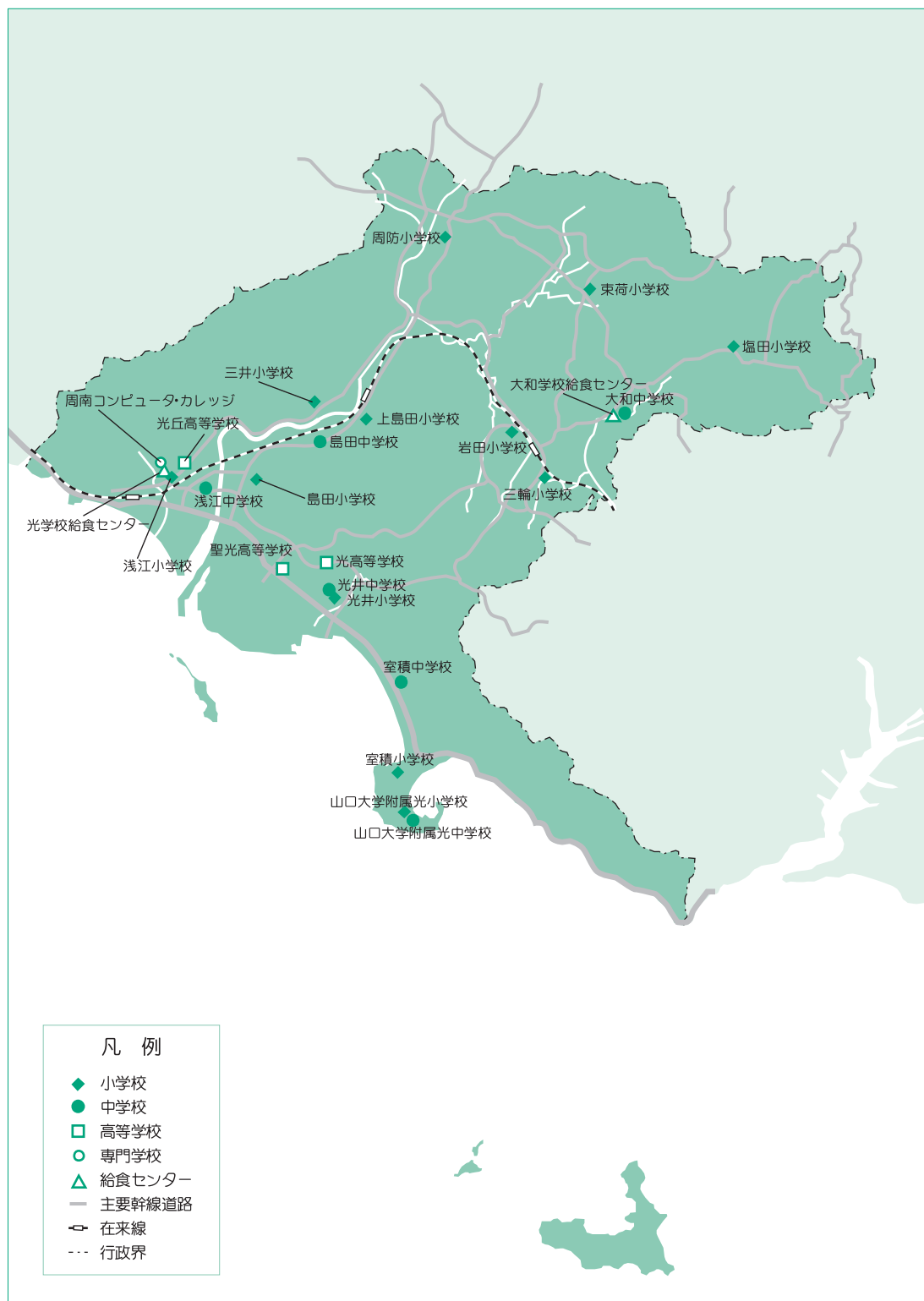
特に、いじめ問題の根絶や不登校問題の解決

に向けて、児童生徒一人ひとりが、心にゆとりを持ち楽しい学校生活が送れるよう、いじめや不登校などの早期発見とフォローアップや報告・対応マニュアルなどの整備等を進めるとともに、教育支援センターの検討など、カウンセリング機能の充実と地域や家庭と一体となった相談・指導体制の構築に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
いじめ問題等への総合的な対応							学校教育課
光市教育開発研究所での課題調査・研究							学校教育課
家庭教育の充実と学校と家庭・地域との連携の強化							学校教育課
学校評価制度の導入							学校教育課
学校施設のあり方についての検討	検討						教育総務課
学校施設の耐震化の推進							教育総務課
情報化・国際化に対応した教育設備の充実							教育総務課
学校保健の充実							学校教育課
食育の推進							学校教育課 給食センター
学校給食センターの整備	検討						給食センター
障害のある児童生徒への相談体制の整備							学校教育課
教員の研修機会の確保							学校教育課

● 学校施設の分布



重点目標1 子どもを生み育てるために

個別目標2 学校で培う 2 高校・高等教育の推進

基本方針

家庭・学校・地域の連携により特色ある学校づくりを支援するとともに、多様な高等教育の機会や情報の提供を行い、情報化や国際化、少子高齢化などの社会に対応できる人材の育成を支援します。

また、私立学校については、自主性を尊重しながら、学校経営の健全化が図られるよう、引き続き、必要な支援に努めます。

10年後のまちの姿

- 家庭・学校・地域の連携が強化され、特色ある学校づくりが行われています。
- 自然環境に恵まれた優れた教育環境が整備され、次代を担う豊かな人材が育っています。

現状と課題

ここ数年、本市の高等学校進学率は、ほぼ横ばい状態にあり、現在市内には県立高校2校、私立高校1校の計3校が設置されており、市内中学校の卒業生のみならず、市外からも多数の生徒が通学しています。

本市の高校教育については、急速に変化する社会経済情勢に対応しながら、生徒の学習意欲を高め、個性を伸ばす教育に取り組んできました

が、各学校の抱える諸課題への対応を含め、生徒にとって魅力ある学校づくりが求められています。

また、私学教育については、新たな教育機会の確保として、通信制を導入するなど、その意義と役割を尊重し、助成措置などを行ってきていますが、引き続き、私学運営の自主性を尊重しながら支援を行う必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「高校・高等教育の充実」に関する満足度	—	向上	向上

※指標① 市民アンケート調査（今後実施予定）

施策展開の方向

高校・高等教育の推進

- ◇特色ある学校づくりの促進
- ◇私学の振興
- ◇就学への支援と地域との連携

(1) 特色ある学校づくりの促進

公立学校については、地域や生徒のニーズに対応し、選択性のある幅広い学習環境の充実と教育内容の質の向上により、情報化や国際化、少子高齢化などに対応した、特色ある学校づくりを促進します。

経営努力など一層の自主的な取組みを促すとともに、引き続き支援を行い、さらには、国、県等に対して支援の拡充を要請します。

(2) 私学の振興

私立学校の自立性を尊重しながら、教育環境の維持向上、学校経営の健全化等が図られるよう、

(3) 就学への支援と地域との連携

進学する学生の資質や能力に応じた就学機会を確保するため、奨学金をはじめとした就学支援を進めるとともに、地域や企業、事業所などとの連携と交流を促進することにより、幅広い人材の育成と活用を進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
特色ある教育プログラムの促進							学校教育課
私学振興への支援							教育総務課
奨学金など就学支援の推進							学校教育課